◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２４８号（H26. 5. 16）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝４件（５月９日～５月１５日分）
（１）貸切バスの酒気帯び運転事故
（２）タクシーが対向車と衝突した事故
（３）トラックが乗合バスに追突した事故
（４）トレーラが酒気帯び運転で路外逸脱
２．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
３．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
６．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
８．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
９．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１０．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

た模様。

（２）タクシーが対向車と衝突した事故
５月１１日（日）午前３時５分頃、熊本県の国道において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、対向の乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該乗用車の運転者が死亡、当該タクシーの運転者が足を骨折する重傷を負った。
事故当時、対向車線を走行していた当該乗用車が、左側ガードレールに接触、その反動で対向車線にはみ出し、当該タクシーと正面衝突した模様。

（３）トラックが乗合バスに追突した事故
５月９日（金）午前９時４０分頃、埼玉県において、バス停に停車中の乗合バスに、同県に営業所を置く大型トラックが追突した。
この事故により、当該トラックの運転者１名、当該バスの運転者１名及び当該バスの乗客８名全員が負傷した。
事故の原因については現在調査中。

（４）トレーラが酒気帯び運転で路外逸脱
５月１２日（月）午前６時４０分頃、福岡県の高速道路のインターチェンジにおいて、同県に営業所を置くトレーラが左カーブを曲がりきれずに道路右側のガードレールを突き抜け約１０メートル下に転落した。
事故後、トレーラの運転手からアルコールが検知され酒気帯び運転で逮捕された模様。

◇◇◇

◇◇◇

【５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

【７．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日 9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24 時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆